

## 指名競争入札参加者指名基準の設定について

昭和55年2月1日 局総第36号

各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、

各部局長、各地方部局長あて出納局長依命通達

〔沿革〕 平成12年6月27日局総第238号改正

標記の件に関し、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第160条の規定に基づき、別紙のとおり「指名競争入札参加者指名基準」が定められたので、次の事項に留意の上、その取扱いについて遺憾のないよう命により通達します。

なお、昭和46年5月1日付け局総第185号副出納長・総務部長通達（指名競争入札参加者指名基準の設定について）は、廃止します。

### 記

- 1 この通達による「指名競争入札参加者指名基準」は、昭和55年4月1日以降において契約を締結しようとする指名競争入札の場合について適用するものとする。
- 2 昭和55年2月1日から昭和55年3月31日までの間において契約を締結しようとする指名競争入札の場合については、なお従前の例によるものとする。

（総務課企画係）

### 別紙

#### 指名競争入札参加者指名基準

##### 第1（基本的基準）

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる基本的基準を満たしていなければならない。

###### 1 法的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

###### 2 技術的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者であること。

###### 3 経営規模的適性

指名しようとする時点において、未履行契約高（現に履行中のものを含む。）と当該指名競争入札に係る予定契約高とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

###### 4 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないこととなるおそれがないものであること。

##### 第2（事業別基準）

指名競争入札に参加する者は、工事の請負契約、物件の購入契約又は林産物の売払い契約ごとの次に掲げる事業別基準たる要件を満たしていなければならない。

###### 1 工事の請負

工事（一般土木工事、ほ装工事、鋼橋上部工事、農業土木工事、森林土木工事、建築工事、電気工事及び管工事に限る。以下同じ。）の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の予定価格（以下「予定価格」という。）に対応する等級に格付けされた者であること。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める者を指名することができる。

- (1) 指名競争入札に付そうとする工事がその施工上特殊な専門的技術を必要とする場合 資格者名簿（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第143条第2項に規定する資格を有する者の名簿をいう。以下同じ。）に登載された者
- (2) 指名競争入札に付そうとする工事がその施工上高度な技術を必要とする場合 予定価格に対応する等級の上2位までの等級に格付けされた者
- (3) 指名競争入札に付そうとする工事が全体計画の一部である場合 当該計画に係る全体の契約予定金額を勘案の上、予定価格に対応する等級より上位の等級に格付けされた者
- (4) ほ装工事及び鋼橋上部工事並びに維持修繕工事がその内容、施工方法、施工に必要な機械器具、設備の保有状況等の諸条件から、予定価格に対応する等級によりがたい特別の理由があると認められる場合 資格者名簿に登載された者
- (5) 工事の施工場所が離島又はへん地である場合 予定価格に対応する等級の上2位まで及び直近下位の等級に格付けされた者
- (6) 指名競争入札に付そうとする工事が前各号によりがたい理由により、特例を必要とする場合 その特例に該当する者

## 2 物件の購入

- (1) 精密性、性能の保持等の必要があると認められる特殊な物件の購入契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする物件の供給について経験又は実績を有する者であること。
- (2) 銘柄を指定する必要があると認められる物件の購入契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする銘柄の物件を供給することができる者であること。
- (3) 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物件の購入契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする物件を供給することができる者であること。

## 3 林産物の売払い

- (1) パルプ、ベニヤ、製材等の用材又は適材を含む林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする林産物の種類に応じ、それぞれの業態に属している者であること。
- (2) 特定の地域内の者に売り払う必要がある場合における林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該特定地域内で営業している者であること。
- (3) 残存立木の保護等に関し特殊な技術を必要とする林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする林産物の種類等に応じ、その技術を有している者であること。

## 第3（選定基準）

### 1 基本的な考え方

指名競争入札に参加する者の選定は、特定の者に偏しないように、常に公正かつ公平を旨としなければならない。

## 2 選定の基準

指名競争入札に参加する者の選定は、次に掲げる基準を取捨選択し、これを行わなければならない。

なお、(5)の機会均等は、競争入札に参加する者の指名回数の単純な平準化を図るものではないことから、他の基準による選定を十分考慮した上で、選択するものでなければならない。

### (1) 受注意欲

公表された発注に関する情報等に基づき、指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲がある旨の意思表示をしている者であること。

### (2) 履行経験

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の道との契約の履行経験を有している者であること。

### (3) 履行成績

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の道との契約における履行の成績が、優秀であると認められる者であること。

### (4) 営業地域

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容により、一定地域内の者を対象として競争に付することが合理的であると認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

### (5) 機会均等

同程度の契約能力を有すると認められる同業他者が複数存在する場合で、これらの者と比較して一定期間における指名回数が少ないと認められる者であること。

### (6) 個別事由

前各号に掲げるもののほか、指名競争入札に付そうとする契約の内容に応じ、個別に必要と認められる基準に該当する者であること。

## 第4（指名実績のない者の選定基準）

指名競争入札に参加する者の選定に当たり、当該指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲があつて履行能力の有無の確認の結果、これを有すると認められる指名実績のない者があるときは、競争性を促進する観点から、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、当該指名実績のない者を選定しなければならない。

## 指名競争入札参加者指名基準の運用方針について

昭和55年2月1日 局総第37号

各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、

各部局長、各地方部局長あて出納局長依命通達

〔沿革〕 平成12年6月27日局総第238号、12年8月28日第381号改正

標記の件について、別紙のとおり運用方針が定められたので、次の事項に留意の上、その取扱いについて遺憾のないよう命により通達します。

なお、昭和54年3月31日付け局総第155号副出納長・総務部長通達「指名競争入札参加者指名基準について」は、廃止します。

### 記

- 1 この通達による「指名競争入札参加者指名基準運用方針」は、昭和55年4月1日以降において契約を締結しようとする指名競争入札の場合について適用するものとする。
- 2 昭和55年2月1日から昭和55年3月31日までの間において契約を締結しようとする指名競争入札の場合については、なお従前の例によるものとする。
- 3 昭和55年2月1日付け局総第36号出納局長通達「指名競争入札参加者指名基準の設定について」による指名基準及びこの通達による運用方針の適用開始に伴い、これらに抵触する従来の運用、解釈等は失効することとなるものとする。

(総務課企画係)

### 別紙

#### 指名競争入札参加者指名基準運用方針

指名競争入札に参加させるべき者は、基本的基準及び事業別基準を満たす者から、原則として選定基準及び指名実績のない者の選定基準により選定するものとする。

#### 第1(基本的基準)関係

2(技術的適正)中「機械器具又は設備を保有する者」には、リースによることが通常やむを得ないと認められる場合については、これにより措置できる者を含むものとする。

#### 第2(事業別基準)関係

1 1の(1)中「施工上特殊な専門的技術を必要とする場合」とは、次に掲げる工事の場合をいうものとする。

(1) 地すべり工事(横穴ボーリング又は集水設備等の工法を伴う場合に限る。)

(2) しゅんせつ工事

(3) 漁港工事

(4) 離岸堤工事

(5) 軟弱地盤工事

(6) 砂防工事(基礎地盤への注入等の工法を伴う場合に限る。)

(7) ダム工事

(8) 推進工法を伴う下水道等の工事

(9) トンネル工事

- (10) P、Sコンクリート桁等工事
- (11) グラウト工事
- (12) 特殊機械による農地造成等の工事
- (13) 植栽工を伴う工事（森林土木の場合に限る。）
- (14) 海上輸送を伴う海上工事
- (15) 電気工事のうち交通信号機設置工事
- (16) 電話交換機設備工事
- (17) 自家発電機設備工事
- (18) 浄化槽設備工事
- (19) さく井工事
- (20) ボイラー工事
- (21) 空気調和設備工事

2 1の(2)中「施工上高度な技術を必要とする場合」とは、次に掲げる工事の場合をいうものとする。

- (1) 大規模な橋りょう工事
- (2) 大型の擁壁工又は樋門の設置を伴う工事
- (3) 見透しのきかない地形での曲線設置を伴う工事
- (4) 大規模な工事用支保工、締切工又は土留工を伴う工事
- (5) スノーシールド等の架設工を伴う工事
- (6) 長大法面工を伴う急傾斜地で施工する工事
- (7) 崩壊、地すべり等を誘発するおそれのある工事
- (8) ダイナマイト等火薬類を多用する工事
- (9) 橋りょう拡巾、片棧橋等の工種を含む工事
- (10) 現道拡巾の高盛土及び路盤工に高度な品質管理を要する工事
- (11) 施工中に海水、波浪の影響を受ける擁壁工等の作工物工事
- (12) 流水中の堰堤工、導流堤工及びサイホン工等の作工物工事
- (13) 市街地における工事で、深い床掘りを要するもの
- (14) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む。）のある工事
- (15) 冬期工事で、凍上及び凍結防止の工法を用いるもの
- (16) 災害復旧工事で特に短期間中に完成しなければならないもの及び工期内工期の設定を要する工事で他官庁等の制約を受けるもの
- (17) 頭首工、揚排水機場、浄水施設等を含む基幹施設に係る工事（農業土木の場合に限る。）

3 1の(4)中「その内容、施工方法、施工に必要な機械器具、設備の保有状況等の諸条件から」とは、次に掲げる工事の場合を勘案するものとする。

- (1) ほ装工事及び鋼橋上部工事のうち、その施工に必要な機械器具、設備を保有する者に施工させる必要があるもの
- (2) 建築工事、電気工事及び管工事のうち、庁舎、公宅及び道営住宅に係る維持修繕のためのもの
- (3) 一般土木工事、農業土木工事、森林土木工事及びほ装工事のうち、維持修繕のためのもの
- (4) 鋼橋上部の維持修繕のための工事

- 4 1の(6)の特例については、知事の承認を得るものとし、その承認申請は、主管部長（教育長及び警察本部長を含む。）を経て、出納局長に提出するものとする。

### 第3（選定基準）関係

- 1 2（選定の基準）中「次に掲げる基準を取捨選択し、これを行わなければならない」とは、指名競争入札に付そうとする契約の性質又は目的に応じて取捨選択した基準により選定することをいうものであり、具体的には次のような方法によるものとする。

- (1) 選択した基準の適用順位をあらかじめ定め、これに該当するかどうかにより順次絞り込み等を行い選定する。

なお、選定した者が指名予定数を超過している場合において、これをさらに当該指名予定数まで絞り込む必要があるときは、恣意性を確実に排除できる適宜の方法により特定する。

- (2) 多数の競争入札参加資格者が存在し、かつ、一度に複数の同種同規模の契約について選定する場合において、(1)の方法によることが合理的でないときは、絞り込み等のために選択した基準に該当するかどうかにより、一定程度までの選定を行い、その結果残った者の中から、恣意性を確実に排除できる適宜の方法により、契約ごとに指名するものを選び出し特定する。

- (3) 指名競争入札に付そうとする契約が公共事業等に係る工事の請負契約である場合にあつては、(1)又は(2)の規定にかかわらず、原則として次により指名する者を特定する。

なお、具体的な取扱いは、別に定める。

ア 選択した基準の適用順位をあらかじめ定め、これに該当するかどうかにより指名予定数を超える数まで順次絞り込み等を行った上、ランダム・カットの処理（別に定める指名する者を特定するための方法をいう。以下同じ。）を行う。

イ 多数の競争入札参加資格者が存在し、かつ、一度に複数の同種同規模の契約について選定する場合において、アの方法によることが合理的でないときは、絞り込み等のために選択した基準に該当するかどうかにより、一定程度までの選定を行い、その結果残った者の中から、契約ごとに指名予定数を超える数まで任意に選び出した上、ランダム・カットの処理を行う。

- 2 2の(1)中「意思表示」とは、発注に関する情報等を公表している機関が定める適宜の様式等により、書面でその意思が明らかにされているものをいうものとする。

- 3 2の(3)中「優秀であると認められる者」とは、契約の目的物の出来ばえなどの履行の状況が客観的な評価に基づき他の者より優れている者をいうものとする。

- 4 2の(5)中「一定期間」とは、例えば、前年度や当該入札の日より過去一年間などをいうものとする。

- 5 2の(6)中「個別に必要と認められる基準」とは、当該入札に参加する者の選定のために、客観的指標になるものとして定めた基準をいうものとする。

### 第4（指名実績のない者の選定基準）関係

「履行能力の有無の確認」とは、指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の契約の履行経験があることを証する各一般競争入札の参加資格申請等の際に提出された書面及び他官庁、民間企業等との契約書等の書面並びにこれらの契約の発注者に対する当該契約の履行状況の聞き取り等による確認をいうものとする。

また、「契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、当該指名実績のない者

を選定しなければならない」とは、指名競争入札に付そうとする契約の性質又は目的に応じ、指名実績のない者の選定の適否、選定数を十分検討し、その結果、当該契約の適正な履行が確保できると判断する場合には、指名実績のない者を選定することをいうものとする。

なお、指名競争入札に付そうとする契約が公共事業等に係る工事の請負契約である場合にあっては、選定した者を第3（選定基準）関係の1の(3)の規定により絞り込み等を行った結果残った者又は契約ごとに選び出した者と併せて、ランダム・カットの処理を行い、指名する者を特定するものとする。